

英国の所得関連給付・社会基金 (1986年法) の実施について

白 沢 久 一

目 次

1. はじめに
2. 所得関連給付 (Income-Related Benefits) について
 - (1) 所得補助 (Income Support) について
 - (2) 家族クレジット (Family Credit) について
 - (3) 住宅給付 (Housing Benefit) について
3. 社会基金 (Social Fund) について
 - (1) 出産・葬祭給付
 - (2) 自由裁量部分
4. おわりに

1. はじめに ——— サッチャー政権の社会保障改革案 の挫折と公的扶助制度の改革の成立 ———

1948年に国民扶助法 (National Assistance Act) が成立した。その後、1966年に社会保障省法成立により、「補足年金・給付」と名称を変更し、1970年の社会保障法から Means-Test 付の給付は、補足給付 (Supplement Benefit) と統一された。その間に、1965年の A. Smith and P. Taunsend “Poor and Poorest”の出版によって「貧困の再発見」となり、Child Poverty Action Groupの成立、そして、Wage Stop問題や貧困のワナ等の問題が発生し、稼働能力者のいる低所得世帯に「世帯所得給付」(Family Income Supplement, 通称 FIS) が1970年より成立し、なお住宅政策をめぐる税制問題から発生した「住宅給付」の構想は1980年に成立をみている⁽¹⁾。

サッチャー政権第1期目の福祉削減については、社会サービス部局の人員削減や学卒者の補足給付の夏期休暇の支給禁止や2000ポンド以上の貯金所有者への補足給付の支給禁止や衣類や靴の一時金削減や、ホーム

ヘルプサービス援助の抑制が行われた。⁽²⁾同時に、サッチャー政権による補足給付制度への攻撃はまず不正行為と乱給問題にたいするキャンペーンを組みつつ、きびしい引き締めが⁽³⁾進行した。

こうして、社会保障法第2法案が保守党の指導のもとに、「1. 国民保険短期給付と身障者手当の物価指数リンクの義務を3年間停止」「2. 国民保険の稼働所得の補足は81年まで減額等」「3. 補足給付受給者の年金収入減額を条件に稼働収入の認定」「4. 国民保険短期給付の受給期間を13週から8週に(政府原案は6週、この短縮は長期疾病者の職場復帰を抑制)」「5. 国民保険失業手当は、35ポンド以上の企業年金受給者の場合に減額」「6. 労働争議中の補足給付は12ポンドまで減額」「7. 労働争議中の者は家族を含めて緊急給付を極めて限定⁽⁴⁾」し、年間節約が6億ポンドにもなった。そして、従来の「補足給付委員会」は「社会保障助言委員会(Social Security Advisory Committee)となり、「国民保険、補足給付、児童手当、家族所得補足の各制度を扱う⁽⁵⁾」こととなった。

しかし、「年金、児童手当」の9%引上げの実施等で翌年には従来通りとなり、なお「インフレ防止策として採用した通貨供給量抑止等が効き過ぎた結果、大量の失業が発生した。そのために、サッチャー政権は、若年労働者特別雇用対策の追加(1980年11月)、16才の新卒者に対して週給15ポンドを保証する若年層職業訓練制度の導入(1981年12月)、若年労働者雇用促進制度の導入(1982年1月)、チャリティに登録されている16の全国ボランティア団体に対して、16才の失業若年者を配属するため400万ポンドの政府公共支出(1982年5月)などの福祉系予算の新規追加あるいは増額⁽⁶⁾を実施」したのである。同政権にとって、予期せぬことではあったが、補足給付等のカットの代替措置として、「若年失業者の貧困化や非行化の予防・暴動の未然防止⁽⁷⁾」として必要な措置であり、「議会における労働党・社会民主党などの反発、時に保守党内部からの批判、福祉予算の低減に対する市民運動の盛り上り、世論の反対⁽⁸⁾などのために」福祉カット政策の後退⁽⁹⁾を余儀なくされた。

最後に、National Council for Voluntary Organizationの政策研究所長のPeter Ashbyは、“Social Security After Beveridge — What Next”を1984年に出版し、長期的展望で考え、今日の長期失業によりビヴァリッジ体制はこわされているとして、社会保障と税制の統合化をめ

ざして、仕事や結婚状態や収入に関係なく、英国国民すべてに Basic Income の支払を保障することを提案している⁽¹⁰⁾。このことは、サッチャー政権第 2 期目には本格的な社会保障改革論争が展開されることが予告されていた。

サッチャー政権第 2 期目に、ファウラー保健社会保障省大臣は、Beveridge プランの再検討にはいった⁽¹¹⁾。この改革への歩みは次の通りである⁽¹²⁾。

1984年4月2日、政府は、(1)子供と青年に対する給付、(2)補足給付、(3)住宅給付の検討にはいる。

1985年6月3日、Green Paper の公表、出版⁽¹³⁾

1985年9月16日、7000前後の反応の手紙が来る。⁽¹⁴⁾

ここでは、主な改革問題は、(1)SERPS (State Earnings Related Pension Scheme, 国民比例年金) で「年金制度については、国民保険によるものは基礎年金部分に限定し、所得比例による付加年金部分は3年間で段階的に廃止し、政府管掌では企業年金・個人年金に委ねるというもの」である。(2)補足給付は「単純な構造の『所得関連給付』と『社会基金』の2つの制度に置きかえられ……『所得関連給付』は、三つの給付からなる」。つまり「所得補助」「家族クレジット」「住宅給付」である。

このグリーンペーパーの反応は大きく、「国民比例年金」の段階的な廃止案であるが作成者の Norman Fowler 氏は大蔵省との議論の中で「中期費用と給付を示したすべての数字を省略」⁽¹⁵⁾、労働党の Michael Meacher 氏 (労働党の社会サービス担当スポークスマン) は「この報告はイギリスにとって暗黒の日を画した」とし、自由党の David Steel 氏 (党首) は、「われわれは基礎年金の大幅な増加がないならば、この所得比例年金の廃止に対して反対」⁽¹⁷⁾としている。労働組合会議 (TUC) は「所得再分配と称した強盗のようなもの」⁽¹⁸⁾とのべ、高齢者財団は「高齢者は『いけにえの羊』に」⁽¹⁹⁾とのべ、Child Poverty Action Group は「ファウラーのプランを『イギリス社会保障制度を基本的に誤った方向』に導く」⁽²⁰⁾とし、The Low Pay Unit は「家族クレジットを『スピーナムランドの再来』」⁽²¹⁾、ホームレス等の住宅援助グループの SHAC も反対していた。なお住宅者連盟のみが、「福祉国家における『混沌への傾向』に歯どめ」⁽²²⁾と歓迎するだけであった。

討論の経過は、「既得権益集団といわれるSERPSを適用除外した職域年金を引き受ける年金業界、保険業界の多くが反対にまわった。しかも当初、賛成したのも次第に反対にまわった⁽²³⁾」のである。政府の「社会保障諮問委員会」も10月に「重大な留保」を表明し、決定的となったのは「工業連盟の反対」⁽²⁴⁾、「イギリス最大の保険会社のブルデンシャルは国民比例年金制度を廃止するよりも修正する⁽²⁵⁾」ことをせまった。

1985年12月16日に、政府より白書(White Paper)が出された。「この白書では、緑書(Green Paper)案に対する様々な団体の批判に鑑み、国の所得比例年金を廃止する計画が断念され(ただし給付額は削減)、また、86年4月から実施予定であった改革案の実施を1年延期することとした。白書によれば、この改革により、特に低所得の有子世帯、疾病者、障害者の給付が改善されることになるが、逆に年金受給者、若年者、単身者、子どものいない夫婦は給付が減額されるケースが多くなる……。この提案は、経営者連盟からは好意をもって迎えられたが、労働党その他団体は、次のように批判している。労働党の社会サービスのスポークスマンであるM・ミーチャー氏は年金改革案について、国の所得比例年金を骨抜きにしたのも同然であり、多くの老人を資力調査を必要とする貧困層におとし入れることになろうと述べ、低所得者のための給付についても、最もニードのある貧困者への給付が750万ポンドも削減されることになると主張⁽²⁷⁾」している。

1986年1月17日には、「1986年社会保障法案」が議会で提出され⁽²⁸⁾、7月末に「1986年社会保障法」が成立した⁽²⁹⁾。この法律は主として補足給付が大きくなり、社会基金の財源の制限や再査定(Review)が論点となりながら、他の3つの「所得関連給付」は次のように単純化されて行った。

○長期の高額給付の廃止—1年以上給付を受給している60才以上の者そのほかに対する高額の給付(単身者に8.10ポンド、夫婦に12.25ポンド加算)が廃止される。

○特別のニーズに対する加算の廃止—暖房加算(週額2.20～8.80ポンド)、洗濯、特別食そのほかの加算(大部分の受給者が少なくともこれらの一つを受給)が廃止される。

○世帯主に対する加算の廃止。

○特別の「受給者グループ」への特別手当(プレミアム)——以上の

ような給付を廃止する代わりに、60才以上の者、慢性病者、障害者、単親家庭のような特別のグループに対して特別手当が支給される。失業者および短期療養者にはこの手当は支給されない。少数の特別重度障害者は、週約23ポンドの特別手当（障害者介護手当の額に相当する）を受給するが、すでにその障害者のために介護手当が支給されない。

○25才未満の者に対する定額の給付——25才未満の単身者は、自分自身の家を所有していても25才以上の者より低額（週約7ポンド）の給付となる⁽³⁰⁾と要約している。

そして、「同法の主要な改正は、88年4月実施予定であるが、87年に行われる総選挙の結果によっては、また異なった政策の選択が行われよう⁽³¹⁾」と言われていた。

すべての国会での闘いが終了したあと、1986年社会保障法への批判的案内書としての「社会保障合同協定書」が「少ししかない給付 (Of Little Benefit)⁽³²⁾」というパンフレットとして社会保障利用者団体の代表によって作成され、運動の方向がしめされている。

1987年6月11日に英国では国政選挙が行われ、各政党より Manifesto が出されたが、はげしい争点に「社会保障政策」はならなかった。しかし、保守党は「失業対策」に若者の職業訓練やボランティアへの導入が成功したとし、「保健問題」も看護婦給与30%増や、入院への Waiting List が減少し、「老人と障害者に対する特別援助」を拡大し、「補足給付」も5%値上げ出来たとしている。そして「社会保障政策」では4つの主要目的を次のようにかかげる。第1に、「退職者」は国家方策と自らの年金と貯蓄によって生活水準を維持され、第2に、「低収入家庭」にはより多くの援助がされ、Child Benefit はつづけられ、補足給付が所得補助となり、新しい家族クレジットは FIS よりも倍増するとのべている。第3に、障害者のための枠組を改善し、移動手当の倍増、疾病者介護手当の拡大。第4に、40年間に piece meal として成長して来た「所得関連給付」のもつれたクモの巣をつくりなおすとして、税金・保険料支払後の金額ですべて統一し、わかりやすくして、最大のコンピューターの導入により、はやく正確に親切に給付金を配布するよう⁽³³⁾にさせるとしている。

これに対して、SPP/Liberal の Allian Programme は、「Ending Poverty」として「家族クレジットに週5ポンドの追加」「所得補助には週5ポ

ンド、子供毎に5ポンドの追加」、「若者には単身者同一額として、18才-24才の所得補助基準の廃止」「長期間失業者に単身者には週3.50ポンドを、夫婦には5ポンドの特別給付を」「住宅給付には保守党のプランのように非常に低い収入者には20%税率をかけない」としており、特に「社会基金には、現金制限をせずに、給付つきローンにし、特別な支払いにも資格の基準をはっきりと確立し、独立性のある訴える権利をつくり、非常に貧しい者は暖房費をカバーされる特別な金額を受理する⁽³⁴⁾」としている。

労働党の「反貧困計画」では単身年金者には週5ポンドを増加させ、年金者にはTVの許可料(50ポンド)を廃止すること。冬期間の燃料代として5ポンドのプレミアを補足給付者や低収入者に準備すること。単身者には稼働収入の3分の1、夫婦には半分の年金水準の一部として、SERPSの十分な回復をはかり、長期間の補足給付率を長期失業者に拡大する。特に強制的国民の最低賃金の導入によって低支払を終了させる総合戦略をとるとしている⁽³⁵⁾。なお、この時に、労働党は「コミュニティ・ケア憲章」を出版している⁽³⁶⁾。

なお、“Social Work Today”誌は、1987年6月8日号で、“Election '87”の特集を組んでいる。各政党への公開質問状の中で「問8、政府の社会基金規定はソーシャルワーカー達によって強く批判されていた。ソーシャルワーカーは給付資格の査定に加わるべきか？そして貸付は低所得者に援助として受入れられる方法であるのか？」と問い⁽³⁷⁾、保守党は当然社会基金を肯定し、労働党は「社会基金…は自由裁量権と現金制限があり、低収入世帯にとってよりきびしくなることを意味し、補助のために互いに競走をしいられるであろう。私達は地方計画の行政者が不可能な課題として直面するでしょう。ソーシャルワーカーに『価値ある貧民』か『価値なき貧民』かを決定することをたずねることは解決にはならない。今や直面している貧困の危機に投入されるならば、同等な価値あるケース間での選択の不公平な位地になるだろう。貸付は、低所得者を援助するのに受け入れるべき方法ではなく、しかも人々がとらえられている貧困のワナを単に悪化させるだけである」としている。

S D P / Liberal の Allian は、「私達には社会基金については幸としてはいないし、沢山のケースの中には貸付が低所得者を援助するのに受

入れられるべき方法とは考えてはいない。ソーシャルワーカーは、このことがクライアントとの関係で干渉となるので、給付決定への主な責任は持つべきではない。他方、彼らはクライアントのニーズに関する見解を表明しうべきである」としている。

そして、選挙の結果は保守党がつづいて多数派となったのである。

2. 所得関連給付 (Income Related Benefit) について

1986年社会保障法第一部が「年金」であり、第二部が「所得関連給付 (Income Related Benefit) であり、第3部が「社会基金 (Social Fund)」である。ここでは、第2部「所得関連給付」の「総則 (General)」の「20条」(1)で、(a)所得補助 (Income Support)、(b)家族クレジット (Family Credit)、そして(c)住宅給付 (Housing Benefit) 概要をのべる。

「所得補助」は、英国内の者で、「(a)16才或いは16才以上……(b)無収入か或いは収入がその適用出来る金額に達しないこと、(c)報酬のある仕事に従事せず、そして若し結婚或いは未婚の夫婦の一員であるならば相手が同じく従事していないこと、そして(d)(i)雇用が可能で、(ii)教育を受けてないことを例外として」適用され、特に(3)(d)(i)についてはその条件を満足するだけでなく求人登録が義務づけられる (20条(4))。

「家族クレジット」は、法51条(1)(a) (申請手続) に従って申請がなされ、取扱われた時には英国民に資格が生ずる (法20条(5)) とされ、「(a)、彼の収入は、(i)適用される金額に達しないか、或いは(ii)それに達するが、しかし21条(3) (適用される額以上の収入超過分への明記されたパーセントの認められた最高の家族クレジット額からの控除後の額) の控除がなされた時の残余金額の時だけに、(b)、彼、或いは若し結婚又は未婚の夫婦の一員であるならば彼或いは夫婦の他のメンバーが報酬のある仕事に従わされるか正常に従うかすること、(c)、彼、或いは若し結婚又は未婚の夫婦の一員であるならば、彼或いは夫婦の他のメンバーは、子供或いは登録された記述者のいる同一世帯のメンバーのために責任をとる」(法20条(5)) 時に適用され、原則的には「26週間ごとに支払われる」(法20条(6)) のである。

「住宅給付」については、若し「(a)彼の家として占有している英国内

の住宅に関して支払のために責任があり、(b)そこでは適用される最大限の住宅給付が彼の場合に存在し、そして、(c)(i)彼は収入がないか、或いは彼の収入が適用される額を超えないか、或いは(ii)彼の収入がその額に達するがしかし21条(5)の控除がなされて残った額と同じ大きさである」

(法20条(7))ならば、資格が与えられる。「住宅に関しての支払 (payments in respect of a dwelling)」とは「**抵当権支払 (mortgage payment)**、或いはスコットランドに関して相続保障金 (heritable securities) 支払を含まない」(第20条(8)) ことを意味している。

法第2部は1988年4月より実施され、この3制度はこの第20条から22条の総則で運営される⁽³⁹⁾

(1) 所得補助 (Income Support) について

所得援助 (Income Support)⁽⁴⁰⁾ は、白書において、「簡素化と理解し易さ」⁽⁴¹⁾ は賛意を表されたときされている。

それは「補足給付の長期間比率、世帯主又は非世帯主の相違、そして暖房、特別食、洗濯費等々への個人的ニーズにもとづく加算需要 (requirement) がすべて廃止され」「これらの通常のそして加算需要は個人的手当 (personal Allowance) や、『クライアントグループのプレミア (premiums)』に置替え」られたのである。「個人的手当は補足給付の短期スケール率 (表1参照) と類似の水準となるであろう。しかし25才以下の子供のいない単身者はより低い個人的手当を受けるであろう。18才以下の被扶養の子供達や子供⁽⁴²⁾のいない若者への支払は補足給付制度下と同一水準でつづけられる」のである。

表 1

Existing (1985-6) Normal requirements	Supplementary Benefit Rates		Income Support Illustrative Figures	
	Ordinary	Long Term	Personal Allowances	
	£	£		£
Couple	47.85	60.00	Couple	48.00
Single householder	29.50	37.50	Lone Parent 18+	30.60
Non householder (18+)	23.60	30.00	Single Person 25+	30.60
Children and young people:			Single Person 18-24	24.00
Under 11	10.10		(including those currently defined as householders).	
11-15	15.10		Children and young people under 18 - no change.	
16-17	18.20			
<i>Additional requirements</i>			<i>Premiums</i>	
	£			£
Heating - higher	5.45		Family	5.75
lower	2.20		Lone parent	3.45
Diet - higher	3.70		Pensioner 60 - 79 single	10.00
lower	1.60		Couple	15.25
Laundry excess over	0.55		Pensioner 80+ or sick or Disabled	
Baths	0.30		Single	12.25
Blindness	1.25		Couple	17.45
Age over 80	0.25		Seriously disabled	23.00
			Each child on attendance/mobility allowance or blind	5.75

「プレミアは、補足給付制度で支払われていた長期間スケール率や加算需要からおきかわるであろうし、『家族プレミア』は子供達を持つ家族すべてに支払われるだろうし、『年金受給者達』では、より低い比率の年金受給者プレミアが申請者か或いは相手が60~79才である時に支払われるであろうし、若し申請者か或いは相手が80才以上であるならばより高いプレミアである。60~79才の障害年金者達は長期間の障害 (incapacity) 給付、付添人或いは移動手当、盲人、或いは60才に達した障害者プレミアの受給を通してより高いプレミアを与えられるであろう。『障害プレミア』は、6ヶ月間仕事が出来ずにいる申請者に、或いはその申請者或いは彼らの相手が長期間の障害給付、例えば廃疾給付、或いは重度障害手当、或いは付添人或いは移動手当を受けているか、或いは盲人である時に、支払われるであろう。『重度障害プレミア』は、彼らの介護ニードでの廃疾介護手当も受給されず資格もなく、すでに付添手当の高率で『ひとり生活して』いる人々にのみ支払われるであろう。『障害児』は、臨

時の家族プレミアヤで、付添 (attendance) 或いは移動手当をうけ、或いは、盲人の子供ごとに支払われる。「単親プレミアヤ」はすべてひとりの親に支払われるであろうし、「各ケースごとに、唯一つのプレミアヤがどちらかがより高いとしても支払われ」、唯一の例外は(a)「家族プレミアヤ」(b)「障害児の特別家族プレミアヤ」(c)「重度障害者プレミアヤ」である。

資産の取扱いでは、補足給付の取扱いと同じく「正味 (net) の資産の扱い」をするように引きつがれるが若干の変化もある。「3,000ポンド又はそれ以下の貯金は現在と同じく無視され、これ以上は3,000ポンド以上6,000ポンドまでの貯金を250ポンドごとに収入として週ごとに1ポンド換算される。6,000ポンド以上の貯金を持つ人々は所得補助への資格はない」とされ、「収入として認定されない稼働収入額は一週につき4ポンドから5ポンドを加算され、身障者プレミアヤを受けるもの、単親、そして2年以上失業していた世帯に対しては、一週ごとに正味15ポンドしか認定されない。しかしこれ以外の料金や子育て費用のような労働経費にはもはや何んの控除もされない」こととなった。⁽⁴³⁾

資格の条件では、「16才又はそれ以上で全日制の教育や報酬のある仕事にない時は、補足給付と同じく、資格が与えられる」等の例外は補足給付のままである。「報酬のある仕事とは、「現在の週30時間ではなく、週24時間として決定」される。「夫婦」とは「若し夫婦の一方が週24時間或いはそれ以上を働いているならば所得補助の資格を与えない」なお、補足給付からの変化で失うものは⁽⁴⁴⁾経過的保護がされるという政治的譲歩が行われた。

具体的法令の内容は、1986 Social Security Act の “Income Supprpt” 部分 (法23条～27条, PP30～37) であるが、実践的視点からは利用者の立場から編集された出版物で⁽⁴⁵⁾紹介することにしたい。

誰れが資格者か『一般原則』として、(1)「年令」は「16才以上」で申請しうる。(2)「住所」では現在英国内に住んでいることで、海外に臨時に行く時は4週間は継続され、海外からの人々は所得補助やその減額部分は「緊急時支給 (Urgent Cases Payments)」が与えられる。(3)「フルタイム (full-time) 労働についていないこと」で、フルタイムとは週24時間又はそれ以上働くことであり、変形勤務は申請日以前5週間の平均で⁽⁴⁶⁾考えるが、(i)週24時間未満であっても、その理由が休暇による時とか、

理由なく仕事をはなれた時とか、失業中ではあるが最後の仕事から賃金に代わる支払いか或いは解雇予告（Notice）代わりの支払いか、或いは休暇手当かをうけて持っている時には、資格はない。(ii)例え週24時間以上であってもフルタイム労働とは扱われないのは、精神障害や身体障害者であってその結果75%或いはそれ以下の稼働の時、子守りや職業訓練プログラム参加や、慈善団体やボランティア団体に働く時、労働争議に7日以上参加や、仕事にもどって15日までは無資格であり、障害者を介護する時も同じである。

(2)「求職登録と稼働能力問題」では、60才以下であるならばほとんどの人々が失業給付事務所に2週間に一度登録し、それによって週24時間以上のフルタイムの仕事をする能力があると言われ、すべてのケースがそれをせねばならない。そして、次の条件——つまり(i)適切な仕事を申請し就職するのを拒否する正当な理由のない時、(ii)雇用への理由ある機会を得るのに失敗することで、これは(i)よりも広く、例えば面接での配慮ある失敗をも含む時、(iii)18-44才で、単身、或いは子供のいない夫婦の一員であり、相手が45才以下で地方の短期間の仕事の申出をうけるのに失敗する時、(iv)再出発計画（Restart Scheme）のもとでの予定される仕事についての第2回目の面接に出席するのに失敗する時、(v)仕事の能力のあるということを申請用紙（claim form）に示めさずに失業給付を拒否された時、(vi)学生（ただし、夏期休暇中、障害者、片親、子供をみている単身者、そして資金なしに海外から来て緊急時支払に資格のある時には例外）(vii)現行の労働許可証を持つ時には、所得補助が無資格となる。そこで「パート・タイム労働」と「短期間労働」と「短期間教育」には資格があり、「短期間労働」とは数日間の失業給付があり、若し賃金が低く平均週労働時間が週24時間以下である時に所得補助がうけられる。「自己退職の失業は失業給付は26週間まではうけられないが、減額（40%減は単身の個人手当分で20%減は妊娠か重い病人かで200ポンド以上の貯金がない時で、プレミアや住宅費には減額は及ばない⁽⁴⁸⁾）の所得補助がうけられる。

(3)「求職登録なし」の人々は、(i)年令が60才以上で、(ii)親としての介護責任者で、片親か16才以下の子供や里子や、病気の19才以下の子供や障害者を介護したり、現在妊婦である時である。(iii)病気や障害で稼働し

えないか、或いは75%以下しか稼働しえないか、或いは盲人で登録され、若し盲人でなくなった時登録削除後も28週間は盲人として扱われる時である。(iv)生徒や訓練生で、義務教育中や障害者や片親の生徒や政府の訓練計画に参加しその手当てをうけており、放送大学の Residential コースに出席する時などである。

(4) 学校や大学での人々。19才以下と学校や大学での生徒は通常では所得補助は申請出来ない。19才以上であって、フルタイムコースでは、例外としては片親の学生、或いは里子、障害者、緊急時支払をうける海外からの学生であり、パートタイムのコースでは「21時間のルール」があり、一般大学等はフルタイムコースと言われ、失業中に学びたい時にはこの21時間ルール内での訓練計画等によっている。⁽⁴⁹⁾

家族について 所得補助の目的のために、1つの単位として DHSS はこの単位を家族 (family) と呼んでいる。「夫婦 (Couples)」とは、「あなたとあなたの相手 (Partner) が結婚し、同一「世帯 (household)」内で生活して」おり、結婚はしていないが「夫や妻としてともに生活している (living together as husband and wife)」ことも夫婦として扱われる。⁽⁵⁰⁾ 特に、「夫と妻としてともに生活している」という解釈をめぐって問われつつけて来た問題であり、申請者の相手が彼や彼女を生活維持することが出来ないか或いはしたくない時にはその困難な状況とみ、原因は種々あるが、申請者はどんな金でも取扱うことを容易に拒否しえる。例えば、「再指示支払 (Redirected payment)」、「訴訟」、「申請者の変更」⁽⁵¹⁾ などが行われる。なお、「同一屋根のもとで結婚か未婚かの夫婦が別々に住む」時、つまり、お互いに料理も洗濯も食事もしない時には、「例え彼らが同一の家になおとどまりうるとしても、彼らは別々の世帯を守り、各々が彼や彼女自身の権利を主張する資格となりうる」と⁽⁵²⁾ している。「同棲 (Cohabitation) ルール」と呼ばれる「未婚の夫婦が夫や妻として共に生活しているのかどうか」での決定への配慮は補足給付制度下での DHSS 補足給付ハンドブックでももとは設定され、諮問委員会決定となったものであり、所得補助にこの基準 (criteria) が同じく適用される。つまり、第1に、「その夫婦は同一世帯内に住んでいるのか？」でありすべてのケースが、「夫婦は同一屋根の下のみでなく同一世帯の中で自由時間の多くの部分を生活し消費していねばならない」⁽⁵³⁾ し、「夫婦の1人

が別々の住所でいつも生活しているならば、同棲のルールは適用されない」のである。第 2 に、「その関係が安定しているのか？」であり、「臨時的或いは短期的集合は『夫や妻』としてともに生活するとしてみられない」のである。第 3 に、「その金銭に対して何がなされているのか？」であり、「若し 1 人のパートナーが他のパートナーによって支援され、或いは世帯の費用が分担 (shared) されているならば、夫や妻としての関係の援助の証拠として扱われる。第 4 に、「そこには性的関係があるのか？」であり、DHS S 事務局は性的関係の存在について質問を申請者に尋ねないでも、彼らが自発的に情報をのべるように教育される。このことは、若しあなたが性的関係を持たないならば、あなたは自ら事務員に語るべきで、——つまり多分別々に眠る扱い (the separate sleeping arrangements) を示すようにすることを意味する。ここは重要で、DHSS 補足給付ハンドブックで述べているように『性的関係は結婚の正常な部分であり、それ故に夫や妻として共に生活する部分だからである⁽⁵⁴⁾』としている。第 5 に、「子供達についてはどうか？」であり、若し夫婦が子供を持っているならば、これは同棲の強い証拠なのである。第 6 に、「夫婦が公的にどのように振まっているか？」であり、選挙上の役割や国民保険給付にどう申出ているか、若し女性が男性の名前を採用していたならば、これは同棲の強い証拠と考えられるだろう⁽⁵⁵⁾。

なお、片親家族であり、第 1 に、「離婚した女性又は男性」であり、裁判所命令をうけることが最初の手続きとなる。第 2 に、「別居した男或いは女性」には、所得補助は「若しあなたが別居されているならば、あなたの夫或いは妻はあなたとその子供達のために生活費を支払う責任がある。あなたが離婚するやいなや、彼或いは彼女は子供達に対してのみ責任がある。彼或いは彼女は公的には『責任ある親せき (The liable relative)』として知られるのである⁽⁵⁶⁾。第 3 に、「単親者 (single parents)」である。「若しあなたが単身であるならば、あなたの子供の父或いは母はその子供に対して生活維持費を支払う責任があり」、前述の別居世帯と同じく、「若し DHSS が父或いは母に接触し、自発的支払いに同意しないならば、DHSS は彼や彼女に対して裁判所命令を申請しうる⁽⁵⁷⁾」のである。

適用額について これは、「part 1 (一般市民)」、part 2 (特種な収容施設)」、そして「part 3 (減額給付)」で、(i)臨時的にはなれて住む夫婦

への支払い, (ii)自己退職の失業 (voluntary unemployment), (iii)緊急ケースがある。特に「part 1」を中心に考える。

(i)個人的手当 (personal allowances)

	1988/9
单身	
18才以下	19.40ポンド
18-24才	26.05ポンド
25才以上	33.40ポンド
単親	
18才以下	19.40ポンド
18才以上	33.40ポンド
夫婦	
2人とも18才以下	38.80ポンド
すくなくとも1人が18才以上	51.45ポンド
扶養する子供たち	
11才以下	10.75ポンド
11-15才	16.10ポンド
16-17才	19.40ポンド
18才	26.05ポンド

資料 National Welfare Benefits Handbook 1988/9 CPAG

(ii)プレミアム (premium)

	1988/9
家族 (family)	6.15ポンド
単親 (single parent)	3.70ポンド
年金者 (pensioner) (60才以上~80才まで)	
单身	10.65ポンド

英国の所得関連給付・社会基金（1986年法）の実施について

夫婦	16.25ポンド
高年金者 (higher pensioner)	
(80才以上又は60才以上～80才まで特別な例)	
単身	13.05ポンド
夫婦	18.60ポンド
重度障害者 (severe disability) (介護手当をもらっているもの)	
単身	24.75ポンド
夫婦 (1人が有資格ならば)	24.75ポンド
夫婦 (2人とも有資格ならば)	49.50ポンド
障害児 (disabled child)	6.15ポンド

(資料) National Welfare Benefits Handbook 1988/9

このプレミアムの重複支給は、高い方がとられる。⁽⁵⁸⁾ 障害児は「介護手当」か「移動手当」かをもらい、或いは「盲人」であるかによる。

(iii)住宅費。所得補助をうけるならば、「若しあなたが家賃を支払うならば、あなたは、地方議会から住宅給付(Housing Benefit)を申請しうる」し、「若し地方税 (Rates) を支払うならば、あなたは80%をカバーする住宅給付をえることが出来、残りは所得補助から支払われることが期待され」、「若しあなたが家を所有するならば、DHSS から所得補助下の住宅費 (例えば、その家への⁽⁵⁹⁾ 抵当権利子や補修や改善のためのローンでの利子) での援助をうる⁽⁵⁹⁾」のである。

所得と資産 一般原則として、「所得は稼働収入(earning)⁽⁶⁰⁾、社会保障給付⁽⁶¹⁾給付、地方当局や慈善団体よりの定期的支払」等を含み、「資産は貯金、資産、そして総額支払」を含み、3,000ポンドまで完全に認定されず、6,000ポンド以上になれば給付資格がなくなる。3,000ポンド以上は換算所得として6,000ポンドまで、250ポンドごとに1ポンドずつ追加される。自宅は利用されているならば1軒だけが保有を許され、ローン付については6ヶ月間は認定されず、⁽⁶²⁾ 敷金 (deposited money) も認定されない。

(2) 家族クレジット (Family Credit) について

「このクレジット制度 (FC) は世帯所得補足 (FIS) よりも大規模なもので……勤労意欲を増進することとなる⁽⁶³⁾」とし、「低収入の家族が失業している時よりも、仕事をしている場合の方が裕福⁽⁶⁴⁾」を目的に、「児童があり、かつ週24時間以上働いている者に支給⁽⁶⁵⁾」しようとする計画である。「52週間分の代りに一度に26週間分を与えられ⁽⁶⁶⁾」、1988年4月より実施された。

最終的に、世帯所得補足 (FIS) と家族クレジットとの差は何かでは、「FIS は無料の学校給食への権利を与えられたが FC は与えていない」「FIS は貯金に関係なく与えられたが FC は3,000ポンド以上の貯金によって減額される」「FIS は一度に1年間分支払われたが、FC は6ヶ月間分を与えるだけである」「FIS は自動的に無料ミルクと無料ビタミンに資格があったが、FC はない」「FIS は30時間の最低限労働が出发点であったが、FC はすべてのものが週24時間となった」「FIS は総収入 (gross income) を基礎に計算されるが、FC は正味収入 (net income) を基礎にする⁽⁶⁷⁾」ことである。

家族クレジットは、「あなたの世帯に1人の子供か若者」を含み、「各週24時間か或いはそれ以上貴方が (貴方の相手) がいつも働いている」ことであり、「あなた (そしてあなたの相手) が居住証明 (Residence Requirements) があり」、「あなたは6,000ポンド以下の資産 (例えば貯金等) を持つこと⁽⁶⁸⁾」が条件となる。

第1に、「申請者 (Claimant)」であり、夫婦は別々の申請でなく、計算は共同で計算される。別居は夫婦としては扱われない。居住施設や52週間以上の判決文の禁束 (custody) や、1年以上の入院、そして拘留命令での入所の時には「はなれての生活」として、同一世帯内の共同生活夫婦として扱われ⁽⁶⁹⁾ない。

第2に、子供では16才以下で、若者では児童給付を得てフルタイムの教育をうけている16才～19才までの若者であるという条件である。「病院や他の住居施設や申請のために12週間ただそこにいるだけとか貴方と世帯員に定期的接触がもはやない時」とか、或いは「地方当局によって寄宿舎に入れられたり、或いは里子に出したりする」時、そして受刑や拘束の判決文に従っている時⁽⁷⁰⁾には通常あなたと住んでいるものとして

は認定されない。

第3に、「報酬のある仕事 (remunerative work)」とは、週24時間以上「支払われ、或いは支払われることが期待される」ことであり、「仕事」とは「自営業は含むがしかし訓練コースは含まず、生徒としての教育コースも含まない」し、例え「実費が支払われるとしても、ボランティアとして、或いは慈善やボランティア団体のためになされる仕事は認められない」が、しかし「時間は考慮される」⁽⁷¹⁾のである。

第1に、あなたの「資産」である。所得補助と同じく、6,000ポンド以上は家族クレジットを受給出来ず3,000～6,000ポンドの間では換算所得として250ポンドごとに1ポンドづつ収入として取扱われ、3,000ポンド以下では家族クレジットに影響はしない⁽⁷²⁾。この資産はあなたとあなたの相手の資産は認定されるが、子供と若者の資産は認定されない。自家は所有していても良く、6ヶ月以内なら買い変えも良く、自家として購入しても、6ヶ月までに転入する予定ならば認定されない。修理等のためのローンは6ヶ月までは認定されず、また敷金を支払う時にもまた認定されない⁽⁷³⁾。銀行口座の金でも過去の税金は控除されて計算される⁽⁷⁴⁾。

第2に、「あなたの所得」⁽⁷⁵⁾である。つまり、6,000ポンド以下であるならば、あなたの所得の総計が考えられ、所得は稼働収入や社会保障給付や地方の当局や慈善からの定期的な支払等⁽⁷⁶⁾が含まれる。

稼働収入も勿論貴方とあなたの相手からは認定されるが、子供と若者の稼働収入は認定されない。

最後に、最高額の計算（いわゆる最低生活費）では、

成人クレジット 32ポンド10ペンス

子供クレジット

11才以下 6ポンド05ペンス

11-15才 11ポンド40ペンス

16-17才 14ポンド70ペンス

18才 21ポンド35ペンス

算定のルールは、「(i)資産ルールに適合するかどうか、(ii)どんな収入が計算されようとするか、(iii)出発点数字 (threshold figure) が51ポンド45ペンス（家族数にかかわらず）かどうか、(iv)あなたの家族に最高額のクレジットはいくらか⁽⁷⁷⁾」の順序で考え、「ルール1」としては「週間収入が

出発点金額 (threshold amount) 51.45ポンド以下」のときには、簡単に世帯構成員ごとに積算される。「ルール2」として、「家族の週間収入が出发点金額51.45ポンド以上」のときには、それ以上の70%までが最高額より差引かれる⁽⁷⁸⁾。

(3) 住宅給付 (Housing Benefit) について

グリーンペーパーは、6項目の主要な提案として、⁽⁷⁹⁾「(1)住宅給付資格は新所得補助と同一で、(2)要所得補助者にも最高水準に、(3)すべての世帯は国税を、(4)所得補助水準以上の世帯は給付の簡素な方法或いは通減方法で、(5)過大で不必要な給付支払いをおさえること、(6)地方自治体が制度の運営を⁽⁸⁰⁾」とのべられている。そして、白書によれば、「改革の基本構想については、より広範囲な住宅金融の再検討に賛成する者も含めて、⁽⁸¹⁾大多数の者によって歓迎された」とされる。

1988年4月より新しく実施される住宅給付の主な改正点は、「他の2つの主な資産調査付の給付に利用される給付率と(多かれ少なかれ)一線にならべられ」、「所得と資産の扱いは所得補助と同一の基礎の上に行われる。このことは住宅給付が総所得よりも手取り所得で計算され、所得と資産控除 (cut-off) が導入され」、「手当ニードの水準において申請者は「資格のある」住宅費用の100%を受領出来る」であろうし、「その水準以上では、住宅給付は手当ニードと所得との間での差の%によって、家賃リベートと手当の場合には65%、家賃リベートの場合には20%削除され」、「政府は住宅費の割合を制限することの権限を法律に持たせて……、20%が意図された数字であり、一般税として提案される新しい地域税 (Community Charge) に適用される」であろうし、「地方当局は自由裁量制度としての一般的権限を失うが、しかし戦争年金者に特別な扱いを与えられ、個々のケースでの自由裁量権を利用しうるし、「住宅給付の出発点が正常では家賃の100%となるように、そこにはもはや高家賃制度のための特別なニードはなく、それ故にそれは廃止となる」であろう。この提案に対して「構造上の侵害」や「テイパーズ (Tapers) 制度」⁽⁸²⁾「⁽⁸³⁾地方税による援助」⁽⁸⁴⁾に問題があると指摘されたが、実施された。⁽⁸⁵⁾

新しい住宅給付については、法令により、その Handbook が市民団体によって⁽⁸⁶⁾つくられているが、ここでは最も新しくつくられたCPAGの⁽⁸⁷⁾

⁽⁸⁸⁾ Handbook を中心としたい。

第1に、「何時住宅給付を得ることが出来るか？」であり、「あなたが自分の家 (Home) として大英国内に居住を占め、そしてそこに生活するために家賃又は地方税を支払わねばならない」し、居住とは仕事や休暇のためのものは当然含まず、家賃も臨時的支払いは含まず⁽⁸⁹⁾「住宅給付は家賃リベート、家賃手当、地方税リベートの型で支払われ、つまり公営住宅では家賃リベート (Rent Rebate) (老人ホームや21年以上のリースや自分所有者は除く) であり、私的セクターの住居は家賃手当 (Rent Allowance) (単なる同居や親近者同居、共同家賃、宗教的命令、海外からの学生は除く) であり、そして一般的地方税を支払うならば地方税リベート (Rate Rebate) (地方当局の老人ホームや国民保健法、大スコットランド社会事業法による施設を除く)⁽⁹⁰⁾となる。そして、住宅給付は「正常にあなたの家 (home) として占有している住居に支払われるのみ」であり、事実上「あなたの家に移動」することや「同時に1軒以上には支払われない」⁽⁹¹⁾のである。

第2に、「誰のために給付をえられるか？」であり、何が家族 (family) かが問われ、所得補助制度と同じく、ゲイやレスビアン関係は夫婦としては取扱わず、一夫一婦制のもとでの夫婦を単位とし、「16才以下の子供」⁽⁹²⁾と「16-19才の若者 (young person)」はあなたの家族として認定され、第1に子供、第2に妻、第3に両親、第4に私生児の親、第5に未婚又は同棲の母、第6に同意したもの、第7に国務大臣によって選定されたもので、児童給付の請求順位と同じであり、住宅給付もこれに従って運用される。なお、養子や拘禁中の子供・地方当局のケア命令の子供等は特別なケースとしても同一世帯で扱われるが、里子は扱われない。非扶養者の生活維持費は認定されないが、下宿人 (boarder) の分は認定される⁽⁹⁶⁾。借家人と転借人 (Sub-tenant) は住宅給付を請求出来る⁽⁹⁷⁾。

第3に、「あなたの住宅給付はどのようにして行われるか」では、地方当局にまず申請することであり、「黄金の規則は一疑わしい時には申請せよ」⁽⁹⁹⁾とのべている。家賃が週ごとの家賃ではない時や「家賃無料週間 (rent-free weeks)」⁽¹⁰⁰⁾や「地方の制度 (local scheme)」(戦争障害年金や戦争未亡人年金では、5ポンドの未認定制度)等が行われ、「最高の住宅給付 (maximum housing benefit)」⁽¹⁰¹⁾を計算する。若し、所得が所得補

助制度或いは認定額以下ならば、「最高の住宅給付の数字」を家賃リベートと手当の資格とされ、税リベート (Rate Rebate) は資格比率の80%となる。⁽¹⁰²⁾しかし、若し認定額以上であるならば、あなたの最高の住宅給付がその差のパーセントによって減少され、特に6,000ポンド以上の資産を持っていれば資格はなく、3,000-6,000ポンドの資産を持つものは換算収入によって、つまり家賃リベートと手当は収入と認定額の相違の65%、税リベートは20%となり、この65%と20%はいわゆる Tapers によるもので、実際は家賃リベートと手当は1ポンドごとに65ペンス、税リベートは1ポンドごとに20ペンスの控除を意味する。⁽¹⁰³⁾

第4に、「家賃と税」の定義と「非扶養者控除」である。「家賃や税」は「実際に支払っているもの」に基礎をおき、家賃と税は別々に計算する。「単一燃料控除 (flat-rate fuel deduction)」は「暖水以外 (6.70ポンド)⁽¹⁰⁴⁾、暖水(0.80ポンド)、電燈料(0.50ポンド)、料理用「0.80ポンド」⁽¹⁰⁴⁾」が計算される。第1に「不適當でないか」が問われ、「あまりにも大きくないか」「あまりにも高くないか」が個々に問われ、第2に、「あなたの世帯の個別的条件に何があるか」が問われ、第3に、「より安い他の住宅に移ることを貴方に期待することに適合性があるのか」を問い、「他の住宅とは」「移動する理由」には失業者なら求職上のことや、片親ならば家庭上の支援や適切な子供の介護能力のことが問われ、第4に「あなたの資格が得られる家賃や税が限定 (restrict) されるべきであるか」が問われ、第1-3までの問が満足されないならば、それを限定する権限を地方当局は持つのである。⁽¹⁰⁵⁾

非扶養者控除は次のようになっている。⁽¹⁰⁶⁾

非扶養者の条件	家賃リベート 或いは手当から	税リベートから
18才以上、そして49.20ポンド以上の週総収入付の報酬ある仕事のあるもの	8.20ポンド	3.00ポンド
18才以上、そして下宿人としての生活	8.20ポンド	3.00ポンド

英国の所得関連給付・社会基金（1986年法）の実施について

18才以上、そして49.20ポンド（報酬のある仕事の下宿人も含む）以下の週総収入付の報酬ある仕事のあるもの	3.45ポンド	3.00ポンド
18-24才、そして所得補助（下宿を含む）をうけている	なし	3.00ポンド
すべて他のもので18才以上	3.45ポンド	3.00ポンド

第5に、「資産と収入」の認定方法であるが、資産については全く所得補助や家族クレジット制度と同じであり、夫婦の相手の資産は認定され、3,000ポンド以下では認定されず、6,000ポンド以上はどんな給付も資格がなくなり、3,000-6,000ポンドの間は換算収入として250ポンドごとに週1ポンドが収入として認定される。なお、子供の資産は3,000ポンドが認定されない⁽¹⁰⁸⁾。

「収入」認定は、所得補助受給でない申請者には、どの位の収入があるかが地方当局には必要であり、適用額を計算する必要がある。若し所得補助受給中ならば、住宅給付はあなたの収入によって影響されない。

稼働収入控除（Earned income disregard）は障害プレミアヤや重度障害プレミアヤ等、片親プレミアヤ等の受給者は15ポンドの控除、あなたが障害者プレミアヤ等を受けていないで夫婦の相手である時にはあなたの収入の10ポンドの控除、単身者で15ポンド控除者でない時には5ポンドの控除⁽¹⁰⁹⁾が行われる。

第6に、「適用額（Applicable Amounts）」であるが、所得補助額と全く同一であり、個人手当とプレミアヤの金額によって適用額が決定され、入院時は6ヶ月後に週8.25ポンド（2人のときは16.50とプレミアヤ）が削除される⁽¹¹⁰⁾。

学生は大学等も含めてであり、地方当局は給付金（grant）をとればフルタイムの学生を終了することが出来るとしている。その他の学生は1年ごとに考えることになっている⁽¹¹¹⁾。

以上のようにして、決定（Determination）され、通知（Notification）され、そして14日以内に支払（payment）われることとなっているが⁽¹¹³⁾、現実には14日以内に決定通知が行われねばならないとなっている⁽¹¹⁴⁾。

3. 社会基金 (Social Fund) について

1935年の失業扶助局の成立以来、「特別の長期のニード」にみあう自由裁量手当をのこして、1948年国民扶助法の中にも、「特別の長期的ニーズに対して基本扶助手当額に追加して週ごとに支給される自由裁量手当、および申請者の例外的ニーズを満たすために一時金として支給される例外的ニード交付金」の2つのタイプの自由裁量手当が残された。つまり、自由裁量手当は「洗濯、家事援助、特別給食、燃料費追加、その他」であり、高齢者に多く、1966年より2年間補足手当を受けている人々（求職活動者以外の81%）が9シリングの特別追加手当支給が決定された⁽¹¹⁷⁾。例外的ニード交付金は「衣服、靴、寝具の大きな更新」⁽¹¹⁸⁾に与えられた。そして「近年、援助はますます家具や寝具の購入に集中していた。家具は3倍半、寝具で2倍」⁽¹¹⁹⁾の支払いがなされていた。そこで、グリーンペーパー⁽¹²⁰⁾、ホワイトペーパー⁽¹²¹⁾を得て、1986年社会保障法 PA RT IIIで社会基金が成立した。⁽¹²²⁾

第1に、「出産および葬祭一時金」で、「これまでの出産一時金（25ポンド）、死亡一時金（30ポンド）は廃止され、それに代わる出産一時金、葬祭一時金が、所定の低所得者に支給される（87年4月実施）。社会基金からの出産一時金に、補足給付の出産のための一時給付金を加えた額より定額となる。葬儀一時金としては、葬儀のための適正な費用をカバーする額が支給されるが、可能な場合には、故人の遺産から償還される。

出産および葬儀一時金は、次の三点で、社会基金からその他の支給金と異なっている。第1に、受給資格は、裁量でなく規則に基づき決定され、第2に、各年の支給総額に関する制限はなく、第3に、審査請求は裁定官により裁決され、また社会保障審判所への申し立て権がある⁽¹²³⁾とされている。

第2に、「コミュニティ・ケア促進給付金」等であり、「この給付金は、所得補助給付受給者が施設に入居せず自宅で継続して居住できるようにするために必要な費用をカバーするために、通常、貸し付けでなく一時金として支給される（88年4月実施）。この給付金は主として裁量によっ

て運営され、受給資格は、地方社会保障事務所の社会基金担当官により、規則および指導者にに基づき決定される。⁽¹²⁴⁾」と紹介されている。

(1) 出産費、葬祭費支払について

今までは、収入に関係なく、「出産、葬祭一時金 (death grant and maternity grant) 制度があったが、1987年4月6日より「社会基金」制度より、「出産費支払 (maternity expenses payment)」(社会保険制度では母性給付 (maternity benefits) がある) と「葬祭費支払 (Funeral Expense Payment)」(社会保険制度では全くなくなっている) が支給されることとなった。⁽¹²⁵⁾

「出産費支払」の受給資格については、「i. あなた或いはあなたのパートナーが所得補助か或いは家族クレジットを申請時に受給している」時、⁽¹²⁶⁾「ii. あなたが妊娠の期待された週の初めの日以前の11週間以内に、そして現実に妊娠後3ヶ月よりおくれずに申請する」時、⁽¹²⁷⁾「iii. あなたは資産ルール (500ポンド以下には全額支給され、500ポンド以上1ポンドごとに1ポンド一時金支払から差引かれることになる) を満足する時」⁽¹²⁸⁾であり、この出産費支払は「死産児も含めて各子供ごとに85ポンド」⁽¹²⁹⁾である。

「葬祭費支払」の受給資格は、「i. 申請時に家族クレジット、住宅給付か、或いは所得補助かをえている」時、「ii. あなたかあなたの家族員が葬祭費用のために責任をおう」時、「iii. 葬祭が英国 (UK) 内で行われる」時、「iv. 葬祭の日から3ヶ月以内に申請がなされた時」⁽¹³⁰⁾、「v. 資産ルール (出産費支払と同じ) を満足した時」であり、その金額は「必要な書類」「普通の棺」「棺や運び手のための運搬費、そして一台の追加的的車代」「葬祭のために責任を負う人からの花々の適切な費用」「葬儀屋 (undertaker) の料金と祝儀」「単独な葬儀のためのチャプレンやオルガニストや共同墓地や火葬場の料金」「故人の宗教的信仰から起る追加的費用一しかし75ポンドを越えないもの」「故人の家庭からはなれて死んだ時には、英国 (UK) 内でのその家庭までの或いは葬儀屋の約束地或いは休息のためのチャペルまでのその死体の運搬費」「その葬儀の責任をとる人、或いはその取扱いのために、或いはその葬儀に出席するために、英国 (UK) 内での往復旅行の理由ある旅費」が支払いによってカーバー

⁽¹³¹⁾
される。

(2) 自由裁量部分

この自由裁量社会基金 (discretionary social fund) は最後まで労働党や CPAG に反対されながら、⁽¹³²⁾ 制定されたものである。1988年4月11日より変化した点は、「(i)この基金は現金制限 (cash-limited) がある。金がなくなればそれ以上の支払いはされない。そこで事務官は申請の決定時に心してその財源を執行することを意味する」のであり、「(ii)それは自由裁量権を持つ。そこには資格を設定する規則はない」のであり、「(iii)多くの支払いは分割払いで D H S に再び払い戻されることに」なり、「(iv)そこには独立的な上訴 (appeal) への権利はなく、代りに相互の審査 (review) のための制度があるのみ」である。⁽¹³³⁾ 運用は、法 (Act) と命令 (Direction) とガイダンス (Guidance) とにより市民向けのパンフレットもつくられている。⁽¹³⁴⁾⁽¹³⁵⁾

そして、二つのタイプに分類される。1つは、「ローン (loan)」として、「家具予算ローン (budgeting loan)」と「家計危機ローン (crisis loan)」であり、他は「コミュニティ・ケア促進一時金 (community care grants)」である。⁽¹³⁶⁾

「家具予算ローン」は、「重要な断続的費用 (important intermittent expenses)」への補助であり、「あなたがローンの決定の日に所得補助を受給せねばならない時」、「最後の26週間の各週に、或いは14日以内の期間に最後の26週間以下の各週をあなたが所得補助をうけていたか、或いはあなたのパートナーが所得補助を受けているか」している時に、労働争議にまきこまれている以外は、資産500ポンド以下であるならば問題はないが、若し500ポンド以上であるならば、過剰資産分を引いた分のみが家具予算ローンとなる。例えば、600ポンドを持ち、家具が150ポンドであるならば、あなたの過剰資産は100ポンドで、その差の50ポンドのローン⁽¹³⁷⁾を組むこととなる。

その順位では、高いもの (high priority) が「その拒否が健康や安全や家族にとってきびしく、打撃的で危険となるもの」であり、「家具や世帯設備の基本的項目」である。例えば、「ベッドクロス」「銀行ローンや抵当権のきかない時の自己所有者のための基本的家族修理や維持」「移

送費」「燃料メーター設備、再結合料金」「副次的燃料費（例油か或いはビンづめガス⁽¹³⁸⁾」である。

「家計危機ローン」については、16才以上で、「緊急的に起こるか、災害の結果として起こる費用」であり、それによって「あなたの（或いはあなたの家族の誰れか）健康か或いは安全に対して『重要な損害か或いは『重要』な危機が防げるか」、或いは「あなたの必要とする費用が地方当局でない家主に予め貸与され、そして社会基金支払いが施設か居住ケアかの滞り後地域への再出発を援助する⁽¹³⁹⁾」ことのためである。つまり、申請の決定時に「直接的に短期間のニーズのための十分な資源がない」時であり、とされている。「十分な資産(sufficient resource)」とは、「住宅給付」「他の社会基金支払」「あなたの家の価値、或いは6ヶ月間占有するのに要する。土地付家屋」「相続権的利益(reversionary interest)」の価値」「あなたの所有する事業の家具類」「家や個人的所有物の損失や喪失故にあなたに支払う金額」「あなたの家の基本的修理や改修を行う必要金額⁽¹⁴⁰⁾」等を除くもので、それは極端なものではない。具体的には、「冷害（火災や洪水を含む）」「家庭からはなれての座礁」「金銭の紛失（『意に介せない』時には保証人によって支払うことも考慮する）」「振替預金の紛失」「生活費（特別な条件で14日以上の上生活費を支払う）」「遅配」「強制的な賃金なしの休暇」「超過資金(6000ポンドの資産をもっているがすぐにその家具を現金化出来ない）」「住居費用（下宿や宿泊の場所をえるための費用）」「前金家賃(施設やレシデンシアル・ケア後最高4週間分)⁽¹⁴¹⁾」であり、「電話のための設備、借用や呼出料金」「可動性のニーズ」「休暇」「テレビやラジオのための借用料金等」「モーター車のガレージ・パーキング、購入代、通常経費」「住宅費用⁽¹⁴²⁾」は除かれる。手続きは、所得補助受給中のものによってなされ、家計危機ローン申請(前金家賃を除いて)は投函によれないような緊急時には事務所面接がなされ、申請日が受給日となる。そして最低金額は指示されていないが、5ポンド以下が適当⁽¹⁴³⁾と言われ、最高額では生活費が所得補助の個人手当分の75%、住宅の場合には1,000ポンド内での返済出来る額である。何故ならば、家具予算ローンも家計危機ローンも返済され、所得関連給付等がストップされても返済はつづけられ、その返済率は普通所得補助の認定額（住宅費を含まず）の15%、住宅費を含む額では10%とされ、その期間は通常78週と言

われている。⁽¹⁴⁴⁾

「コミュニティ・ケア促進給付金 (Community Care Grants)」は、「コミュニティ・ケアを促進すること」として「(i), 施設やレジデンシアル・ケアにとどまった後に地域の中で自ら再樹立するために」「(ii), 施設やレジデンシアル・ケアに入るよりもむしろ地域の中に残るために」「(iii), その特別なプレッシャーを容易にするために」「(iv), 病人を訪ねる費用、或いは親せきの葬式に参加する費用、或いは家庭内危機をやわらげるために、或いは子供を訪ねるために、或いは適当な住居を移動するために」支給される。⁽¹⁴⁵⁾ その資格は申請時に所得補助の受給中であれば有資格である。未受給者であっても返済可能ならば良いとされる。500ポンド以上の過剰分は必要物品の金額より差引かれた額が支給され (注6参照)、決定にはニードの順位 (「老人」「精薄」「精神障害」「身障者」「慢性病」「アルコール又は麻薬患者」等がその順位) と個人的場合と事務所予算との中で決定する。

その対象となる事柄は、第1に、「施設等から地域の再出発」のための給付金であり、「(a)病院や或いは他の国民保健サービス法設立のもの或いはナーシングホームからの出所」である。具体的には出発給付 (Start-up Grant) (単身500ポンド、夫婦750ポンド、各児童ごとに220ポンド)、「衣類(最高150ポンド)」「再転出費用」「家庭を変える時の費用」「関連費用」となっている。「(b)ホームやホステルを去る時」「(c)刑務所や若者拘禁からの出所」「(d)若者 (16才以上) が地方当局の保護からはなれ自らの家庭をつくる」時 (その間の12ヶ月分)、「(e)施設か或いはレジデンシアル・ケアから移る者を保護するために家を移る人」、「(f)一定期間の保護、或いは特別なレジデンシアル学校であとに家族と再び一緒になる子供或いは (19才まで若者)⁽¹⁴⁶⁾」である。第2に、「施設或いはレジデンシアル・ケアよりもむしろ地域にとどまるようにする」ための手当である。具体的には「(a)支援してくれる親近者や親しい友人のもとに移る」時、「(b)より多く支援する『関係グループ』の近くに移動する」時、「(c)最初に地域内に家庭の設立をするために移動する」時⁽¹⁴⁷⁾である。第3に、「むしろ地域内にとどまる関連グループの人々」への手当である。例えば「(a)僅かな構造的修理と生活維持費のための手当(最高額400ポンド)」「(b)内装の飾り直しやみがき直しのための手当」「(c)ベットや洗濯機やヒーター」「(d)燃

料費用」⁽¹⁴⁸⁾「(e)強力洗濯機のニード」⁽¹⁴⁹⁾「(f)家具」⁽¹⁵⁰⁾「(g)衣類と履物」⁽¹⁵¹⁾「(h)その他の手当」である。第4に、「家族への例外的なプレッシャーを柔らげる手当」として、「家族崩壊」や「家庭内の悪化」や「障害や慢性病」で、「(d)関係の崩壊」⁽¹⁵²⁾「(b)関係の調停」⁽¹⁵³⁾「(c)障害児故の高い洗濯代」⁽¹⁵⁴⁾「(d)家をうつる必要のある家族」⁽¹⁵⁵⁾「(e)家族内の問題行動によって破損したものの修理か或いは回修」⁽¹⁵⁶⁾「(f)家庭の風習を守り或いは子供の安全のための僅かな構造的修理」⁽¹⁵⁷⁾「(g)衣服上の法外な着方やかぎざきのし方」⁽¹⁵⁸⁾「(h)養子のために短期の下宿」⁽¹⁵⁹⁾「(i)燃料代」⁽¹⁶⁰⁾である。第5に、「旅費」であり、「(a)病人訪問」⁽¹⁶¹⁾「(b)労働争議」⁽¹⁶²⁾「(c)親せきの葬式参加」⁽¹⁶³⁾「(d)家庭内危機」⁽¹⁶⁴⁾「(e)拘禁中の子供の訪問」⁽¹⁶⁵⁾「(f)家を引越す時の費用」⁽¹⁶⁶⁾である。支払は最低が30ポンドとされ、最高は出発給付金は500（夫婦750、各子供220）ポンド、衣服給付金は150ポンド、⁽¹⁶⁷⁾僅かな構造的修理は400ポンド、などである。

4. おわりに — 若干の教訓 —

新保守主義の政権下では、ますます資産調査付の社会保障制度が重視されて改正され、社会基金制度をも創立したが評価を下すにはもっと時間がかかるものと思われる。

日本の生活保護制度と比べ、逆にスピーナムランドの教訓をなげすめて、家族クレジットや住宅給付を追加維持して来ており、制度を複雑化している。結果的には日本の生活保護制度の一般扶助主義の方が優れたという結果になっている。

しかし、内容的には、扶養義務制度の廃止や資産保有の一定限度の容認、不服申立制度の自律性等の1948年国民扶助法以来の進歩的伝統は守られ、なお手続的権利（訪問の廃止等）や一時扶助、特にコミュニティ・ケア促進給付金等の多様な対策の拡大は、例え社会基金が慈善基金化の弱点を持つとしても、日本にとって多くの教訓を残している。⁽¹⁶⁸⁾

【注】

- (1) 通史では、J. C. Kincaid “Poverty and Equality in Britain” 1973 Penguin Book (J. C. キンケイド著「イギリス貧困と平等—社会保障と税制の研究—」光生館 昭和62 (1987) 年刊)

Peter Townsend “Sociology and Social policy” 1975

Alan Deacon & Jonathan Bradshaw “Reserved For the Poor—The means test in British Social Policy” …, Martin Robertson 1983, Pete Alcock “Poverty and State Support” Longman, 1987.

一圓光彌「イギリス社会保障論」 光生館 昭57 (1982) 年

福島勝彦「イギリス社会保障政策」 同文館 昭58 (1983) 年

榎原朗著「イギリス社会保障の史的研究III」法律文化社1988年12月刊

- (2) 小田兼三「イギリスにおける社会福祉政策の動向」, (「社会福祉学」23-2号所収, 1972年10月刊)
- (3) 社会扶助研究会「危機下における公的扶助の動向」, (「黄金と社会保障」910号, 1985年3月, 労働旬報社)
- (4) 小沼正「イギリスにおける社会保障の後退」(「週刊社会保障」第1108号, 1981年1月, 16頁)
- (5) 社会扶助研究会, 前論文 46面
- (6) 小田兼三, 前論文, 61-2頁
- (7) 小田兼三, 前論文, 62頁
- (8) 小田兼三, 前論文, 61頁
- (9) 以上の具体的論文集は, David Bull & Paul Wilding (ed) “Thatcherism and poor”, Child Poverty Action Group, April 1983 pp82-85に年表と1983年予算の分析がある。

なお, マンチェスター大学の Senior Lecturer の Ian Gough は “Thatcherism and the Welfare State” (単行本「The Politic of Thatcherism」)所収 1983年刊149頁の中で, 次のような財政分析を行っている。

SOCIAL EXPENDITURE IN THE U. K.

% changes at constant prices (see below)

	1975/6 -77/8 (2yrs)	1977/8 -79/80 (2yrs)	1979/80 -80/1	1980/1 -81/2	1981/2 -82/3	1982/3 -83/4	1979/80 -83/4 (4yrs)
Social security	8.6	1.1 ³	2.2	9.8	6.0	0.9	19.9
NHS	2.1	4.7	8.5(3.9)	1.72(-0.8)	0.6	0.8	12.1
Personal social services	0.5	7.2	5.0(0.6)	-0.6(-3.2)	4.8	-3.1	5.9
Education	-4.3	-1.8	3.0(-1.3)	-2.0(-4.5)	-0.7	-5.3	-5.0
Housing	-15.7	2.1	-16.5(-20.0)	-36.4(-38.0)	-23.5	3.1	-58.1
Employment services	10.7	-0.2	32.6(27.1)	4.6(1.9)	4.5	14.2	65.4
TOTAL SOCIAL							

英国の所得関連給付・社会基金（1986年法）の実施について

SERVICES	-0.4 ²	1.3 ³	2.4(0.0)	1.4(0.0)	1.9	0.1	6.0(2.0)
TOTAL PUBLIC EXPENDITURE ¹	-7.4	6.2	2.3	2.3	0.3	0.9	6.0

(I an Gough "Thatcherism and the Welfare State" in S. Hall & M. Jacquesed "The Politics of Thatcherism" May 1983. Lawrence & Wishart)

- (10) 彼はかつて学生運動に参加し、労働組合の書記もしていた。
- (11) 小田兼三 「イギリスの最近の福祉動向」(「月刊福祉」1984.11月号)
- (12) Family Policy Studies Center "Family Impact ; 1986 Social Security Bill" 1986年1月 P.3.
- (13) 英文は次の通りである
1. Reform of Social Security Vol.1, 1985.6 HMSO, Cmnd 9517
 2. Reform of Social Security (Programme for Change) Vol.2, 1985.6. HMSO cmnd 9518
 3. Reform of Social Security (Background) Vol.3, 1985.6., HMSO, Cmnd.9519
 4. Reform of Social Security (Technical Annex) 1985.6. HMSO, タイプ印刷
 5. Social Security Note — Out Come of The Review, July 1985
日本訳又は紹介論文は次の通りである。
 1. 大山博「イギリス社会保障の大改革草案発表—ドラスティックなグリーン・ペーパーについて」(「賃金と社会保障」No919, 1985年8月上旬号 労働旬報社)
 2. 岩間大和子「緑書にみる公的扶助改革案の概要—イギリス—」(「月刊福祉」, 1985年9月)
 3. 大山博「イギリス社会保障の大改革草案—グリーン・ペーパーの概要—(上)」(「賃金と社会保障」, 1985年9月下旬号, 労働旬報社)
 4. 大山博「イギリス社会保障の大改革草案表—グリーン・ペーパーの概要—(下)」(「賃金と社会保障」1985年10月上旬号, 労働旬報社)
 5. 厚生省保護課訳 「イギリスのグリーン・ペーパーについて」(VOL2の補足給付のみ) (「生活と福祉」1985年8月号, 10月号, 1986年2月号, 10月号, 11月号, 12月号, 全国社会福祉協議会)
 6. 樫原朗「イギリス社会保障の改革に関するグリーン・ペーパーとホワイト・ペーパー(1) —グリーンペーパーとその批判—」(神戸学院経済学論集, 18号1巻)
- (14) 私が気がついたものをあけておく。

1. Richard Silburn (ed) "The Future of Social Security — A Response to the Social Security Green paper" 1985. Fabian Society
 2. P. Esam, R. Good & R. Middleton "Who's to Benefit — A Radical Review of The Social Security System" 1985, Verso
- (15) 榎原朗「イギリス『社会保障の改革』に関するグリーン・ペーパーとホワイト・ペーパー(1)」 140頁
- (16) 榎原朗, 前論文, 141頁
- (17) 榎原朗, 前論文, 141頁
- (18) 榎原朗, 前論文, 141頁
- (19) 榎原朗, 前論文, 142頁
- (20) 榎原朗, 前論文, 142頁
- (21) 榎原朗, 前論文, 142頁
- (22) 榎原朗, 前論文, 142頁
- (23) 榎原朗, 前論文, 144頁
- (24) 榎原朗, 前論文, 146頁
- (25) 榎原朗, 前論文, 146頁
- (26) "Reform of Social Security — Programme for Action—" 1985年12月, HMSO (日本訳 榎原朗訳「イギリス社会保障の改革に関する白書」 神戸学院経済学論集18巻2～4巻)
- なお, 当時の動きについて, R.ピンカー岡田訳, 「90年代の英国社会福祉政策」(全社協 1986) が参考になる。
- (27) 岩間大和子「社会保障改革案をめぐる動向〔イギリス〕」(「月刊福祉」, 1986年5月号 23頁)
- (28) 同法案が提出のころ, 次のパンフレットが出版される。

「週平均収入の変化」	
フルタイムの労働で子供達を持つ夫婦	+3.70ポンド
病人或いは障害者	+3.40
単親	+1.40
フルタイム労働なしの子供達を持つ夫婦	+1.20
80才以上の年金者	-0.20
60～78才の年金者	-0.80
他の者がフルタイム労働なし	-1.60

英国の所得関連給付・社会基金（1986年法）の実施について

他の者がフルタイム労働あり	3.00
全体	-0.30

(同パンフレット2頁より引用)

3. Social Security — Abolition of Independent appeals under the proposed Social Fund, 1986.1 この特別な報告書として The Council on Tribunals より出され、White Paper に対して受け入れがたいものがあるとして、社会基金制度には決定に対する自立的アppeールの権利がなく、50年間つづけた権利を廃止することであり、決定再審査 (review) には自立的性が欠けている。とのべている。
- (29) Social Security Act 1986, HMSO, 1986
- (30) 岩間大和子「社会保障法による補足給付の改革〔イギリス〕(「月刊福祉」1987年1月号) 63頁
- (31) 岩間大和子, 前論文, 63頁
- (32) Social Security Consortium “Of Little Benefit” A Critical Guide to The Social Security Act 1986) November 1986
- (33) “Our First Eight Years” “The Next moves Forward” PP52~54.
- (34) “Britain United — The Time has come—” PP12~13
- (35) “Britain will win” P7
- (36) “Labour’s Charter for Cpmunity Care”
- (37) “Social Wark Today” 1987年6月8日号 PP13~14
- (38) “Social Security Act 1986” P26 HMSO 1986
- (39) Social Security Consortium “Of Little Benefit” 1986年11月 P7
- (40) 厚生省又は榎原朗氏は「イギリス『社会保障の改革』に関する白書」(神戸学院経済学論集18巻3号)で「所得扶助」と訳していたが、大山博氏と岩間大和子は「所得援助」としており、いずれも適切とは思わなかったが、最近榎原朗著「イギリス社会保障の史的研究III」(法律文化社1988.12.)で、「所得補助」としており、私もこの方が適切と思われこの訳語をとった。
- (41) 榎原朗「前論文」神戸学院経済学論集13巻3号, 135頁。なお、Green Paper の内容から White Paper で若干の点が修正されているが、紙面の都合上省略し、最終案と補足給付との比較を中心とした。
- (42) Social Security Consortium “Of Little Benefit” P7.
- (43) Social Security Consortium “Of Little Benefit” P8.なお、上院で child minding service のところでの今までの内容 (3分の2の収入控除) が守られるようになった (Ibid, P8).

- (44) Ibid, P8. なお、この改革のポイントは、“The Report of Social Security Advisory Committee 1986/7” PP4~6にも出ている。
- (45) Beth Lakhani, Jan Luba, Anna Ravetz, Jim Read Penny Wood “National Welfare Benefits Handbook, Eighteenth edition 1988/89, Child Poverty Action Group 1988. Sally Robertson “Disability Right Handbook” April 1988-April 1989, The Disability Alliance ERA, 1988. Jude Davies, “Benefits” CHAR (Housing Campaign for single people) 1988.
- (46) Ibid, P35. 若し休暇手当 (holiday pay) がない時には社会基金支払で試みられる予定。
- (47) Ibid, P38. 6ヶ月以上の失業者は、再訓練や仕事の機会について討議するために、地方の Job Center で MSC (Manpower Services Commission) 職員との面接のために呼び出される制度である。
- (48) Ibid, P39
- (49) Ibid, P44
- (50) Beth Lakhani, Jan Luba “National Welfare Benefits Handbook 18th edition 1988/89 P50. Child Poverty Action Group. なお、ゲイ或いはレスビアン夫婦は、2人の別々の申請者として数えられる (Ibid P.50) と述べられている。
- (51) Ibid, P121. このような時、一時金として、社会基金から自由裁量権での危機ローンが出される。
- (52) Ibid P122.
- (53) Ibid P122. 特にここでは「世帯 (house hold)」の意味が問われ、
「(i)食物の購入や保管のための独立的取扱い(ii)財政上の独立的取扱い、
(iii)別々の食事の取扱い、(iv)結局は人々が1つの家族として生活していない、
(v)若し住居費があってもそれらの費用のために別々で独自な同意 (Commitment) となり、(vi)占有する唯一の権利を持つ別々の生活区分が (例え、台所や浴室や、玄関が共有されていても) あること」
(Ibid P.53) で別々の世帯となるとしている。
- (54) Ibid P123,
- (55) Ibid, P123. なお、この決定への挑戦があり、性的関係のないもの、例えば、Landlady/Lodger, Tenant/Housekeeper, などの場合である。
- (56) Ibid P125. なお、妻子をおき去りにする場合 (行方不明) など、どう例外的扱いを行うかについては不明。

- (57) Ibid P125.
- (58) National Welfare Benefits Handbook, 1988/89, CPAG. P.56
- (59) Ibid P61.この内容は複雑で、私にはこれ以上理解困難である。
- (60) National Welfare Benefits Handbook, 1988/89, P.92. ただし、相手や若者が就労する時に各人ごとに5ポンドが各人に控除される。障害プレミアヤや単親プレミアヤの時は15ポンドが控除され、就労する若者や卒業者の収入にも15ポンドが控除される (Ibid, P108)。
- (61) National Welfare Benefits Handbook, 1988/89, P.92. ただし社会保障給付では完全に認定されないものは, Attendance allowance, Pensioner's christmas bonus, Housing benefit, Mobility allowance, Mobility Supplement, Extra-statutory payment, Social fund paymet, Resettlement benefit であり、5ポンドだけが認定されないものは War Disablment Pension, War Widow's Pension 等である (Ibid, P99)。
- (62) Ibid, P112.
- (63) 榎原朗訳「イギリス『社会保障の改革』に関する白書II」(「神戸学院経済学論集」第18巻3号, 152頁)
- (64) 榎原朗, 前論文, 152頁
- (65) 榎原朗, 前論文, 153頁
- (66) Social Security Consortium "Of Little Benefit" P12. CPAG
- (67) National Welfare Benefit Handbook 1988/89, CPAG, PP177-8
- (68) Ibid, P148.
- (69) Ibid, P150.
- (70) Ibid, P151.
- (71) Ibid, P151.
- (72) National Welfare Benefit Handbook 1988/89, P153. なお、3,000~6,000ポンド資金の換算収入は250ポンドをますごとに週1ポンドの収入として決定される (Ibid P167)。
- (73) Ibid, P154.
- (74) Ibid, P155.
- (75) Ibid, P164. 特に, child benefit, one-parent benefit, attendance allowance, christmas bonus, nousing benefit, income support, mobility supplement 等々は認定されない。なお, war disablement pension, war widow's pension, an extra-otatutory,外国の社会保障制度の類似の支払、ナチ犠牲者に支払われる西ドイツかオーストラリアからの年

- 金は 5 ポンドが認定されない (Ibid, P164)。
- (76) Ibid, P166. 不定期のものは申請時以前13週間を考える。
- (77) National Welfare Benefit Handbook, 1988/89, P169.
- (78) Ibid, P170.
- (79) 榎原朗訳「イギリス社会保障の改革に関する白書II」(神戸学院経済学論集」第18巻3号) 146頁
- (80) 榎原朗訳「イギリス『社会保障の改革』に関する白書II」146頁
- (81) 榎原朗, 前論文, 146頁
- (82) Social Security Consortium “Of Little Benefit”, CPAG. P10.
- (83) Ibid, P10. これは所得補助制度の欠点によって生じるもので失業者と援助者 (carers) の所得補助制度のプレミアヤがうけられずこのグループは低いレベルからの出発であり, 25才以上の単身者も補足給付とくらべ低くさせられ, しかも片親も住宅給付の目的として, 夫婦としては扱われないことになったことを示す。
- (84) Ibid, P10. Tapers 制度は旧制度よりも手取制になっても単純な控除のよりきびしい率となり, 低所得労働者にとってはその損失がその手当ニードに 1 ポンドにつき 8 ペンスとなり, これは貧困のワナ (poverty trap) となるだろう (Ibid P10) と言われている。
- (85) Ibid, PP10-11, 全般的改悪になっているとしている。
- (86) Social Security Act 1986, 28条~31条, PP37~42, HMSO, なお, 通達集も出され, その普及版が CPAG によって出版された。
- (87) Martin Ward & John Zebedee “Guide to Housing Benefit” 1988-89 SHAC & Institute of Housing 1988, 2月初版7月再版
- (88) Beth Lakhani, Jan Luba, Anna Ravetz, Jim Read and Penny Wood “National Welfare Benefit Handbook, 1988/89” CPAG. 1988.4
- (89) Beth Lakhani, & othn “National Welfare Benefit handbook 1988/89”, PP182-3
- (90) Ibid, PP182-4
- (91) Ibid, P187
- (92) Ibid, P191
- (93) Ibid, P192
- (94) Ibid, P193
- (95) Ibid, P194
- (96) Ibid, P195

英国の所得関連給付・社会基金（1986年法）の実施について

- (97) Ibid, PP195-6
- (98) Ibid, PP199. 若し「正当な理由」がある時には、「あとからの申請（a late claim）が出来る（Ibid, P199）。
- (99) Ibid, P201
- (100) Ibid, P201, 正確には理解出来る自信はないが、年間は52であるが、48週で家賃を計算する時もあるらしく、そうすると家賃や税の無料期間が生ずるので、年平均化の計算をしておす（Ibid, P206）。
- (101) Ibid, P201
- (102) Ibid, P202
- (103) Ibid, P203
- (104) Ibid, P201
- (105) Ibid, PP212-214
- (106) Ibid, P216
- (107) Ibid, P219
- (108) Ibid, P219
- (109) Ibid, P255. なお、更にこまかいもの、例えば共稼ぎのときは10ポンドか15ポンドがどちらかに適用され、両方ということはないなどである（Ibid, P235）。
- (110) Ibid, P248
- (111) Ibid, P250
- (112) Ibid, P250
- (113) Martin Ward and John Zebedee “Guide to Housing Benefit 1988-89”, SHAC P139
- (114) Ibid, P140
- (115) Vic, George “Beveridge and After” P219（美馬訳「イギリス社会保障—ベヴァリッジとその後—」56頁 北海学園大美馬研究室）
- (116) Ibid, P220（美馬訳, 前書, 57頁 北海学園大美馬研究室）
- (117) Ibid, P222（美馬訳, 前書, 58頁 北海学園大美馬研究室）
- (118) Ibid, P222（美馬訳, 前書, 59頁 北海学園大美馬研究室）
- (119) 榎原朗訳「イギリス『社会保障の改革』に関する白書II」（神戸学院経済学論集, 第18巻4号, 123頁）
- (120) 日本訳は「グリーンペーパー」（厚生省訳）（「生活と福祉」1985年8月10月, 1986年2月10月11月12月）
- (121) 日本訳は榎原訳が神戸学院経済学論集, 第18巻4号に所収
- (122) 1987 Social Security Act. PP42-46. HMSO

- (123) 岩間大和子「低所得者のための社会基金の創設」(イギリス) (『月刊福祉』) 1987年9月号83頁
- (124) 岩間大和子, 「前論文」83頁。正確にはローン制度も加わっている。なお, 前年に Jonathan Bradshaw “The Social Fund” (in “the year Book of Social policy 1986-7”) の論文がある。
- (125) Beth Lakhani, Jan Luba, Anna Ravetz, Jim Read and Penny Wood “National Welfare Benefits Handbook, 1988/89”, CPAG, P290
- (126) Ibid, P290
- (127) Ibid, P291
- (128) Ibid, P291, capital ルールとして, 寡婦支払の1,000ポンドの認定しない例外がある。
- (129) Ibid, P291, 例外として(i)妊娠前の1988年4月11日前に申請, (ii)1988年4月11日前に妊娠し, 妊娠後申請, (iii)1988年4月11日前に養子縁組が行われ, その子供のために申請がなされたときには, 80ポンドだけが支払われる。
- (130) Ibid, PP291-2.
- (131) Ibid, P292.ただし減額もある (Ibid, PP292-293)
- (132) Social Security Consortium “Of Little Benefits”, P13.
- (133) Beth Lakhani, Jan Luba, Anna Ravetz, Jim Read and Penny Wood “National Welfare Benefits Handbook, 1988/89”, CPAG, P294.
- (134) 法律は“Social Security Act 1986” part III PP42-46. HMSO であり, Social Fund Manual (HMSO, PO Box 276, London, SW8 5DT) である。
- (135) 次のパンフレットがある。
- 1) Saul Becker, John Hannam and Sheila Hyde, “Guide to The Social Fund Manual” Benefits Research Unit (Nottingham), January 1988
 - 2) Beth Lakhani, Jan Luba, Anna Ravetz, Jim Read and Penny Wood “National Welfare benefits handbook, 1988/89”, CPAG, May (?), 1988.として, 後者によって紹介したい。
- (136) Ibid, P294
- (137) Ibid, P300
- (138) Ibid, P301

英国の所得関連給付・社会基金（1986年法）の実施について

- (139) Ibid, P305
- (140) Ibid, P306
- (141) Ibid, PP307-308
- (142) Ibid, P308
- (143) Ibid, P309
- (144) Ibid, P313
- (145) Ibid, P314
- (146) Ibid, PP316-319
- (147) Ibid, PP319-320
- (148) Ibid, PP320-322
- (149) Ibid, PP322-325
- (150) Ibid, PP325-327
- (151) Ibid, P327-328
- (152) Peter Esam, Robert Good and Rick Middleton "Who's to Benefit?" P140, Verso, 1985.6
- (153) なおシーホーム報告以来、公的扶助部門の Social Work 部門が Personal Social Service として組織的に分離して行ったが、それで良かったのかどうかはその貧困者への Social Work の実践内容の研究を待って判断してみたい。